

4. 平成15年度分

(1) 流域下水道事業、農業集落排水事業及び家庭雑排水対策事業の財務事務の執行並びに出資団体である財団法人千葉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

部・課名 県土整備部下水道課

番 号	1	事項名	IV-1 一般会計繰入金 (2) 本来一般会計繰出金とすべきでない経費
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	流域下水道事業は独立採算制を原則とし、また、対象地域が限定されているため、総務省の繰出基準以外の県一般会計から流域下水道事業特別会計への繰出金は、使用料(市町村の負担金)で賄うべきである。 また、独自に一般会計から繰り出す場合も、一定の基準を設けるべきである。		
措 置 状 況			
市町村負担金については、平成15年度に16～20年度の負担金単価の改定を行い、関連市町村と協議のうえ資本費分について引上げを図った。 この負担金については、下水道法第31条の2の規定により市町村の意見を聴いたうえ、県議会の議決を経て定めており、県から一方的な増額をすること、また、県であらかじめ基準を定めることはできない。 しかしながら、今後とも、さらなる資本費分引上げについて関連市町村の理解と協力が得られるように努める。			

番 号	2	事項名	IV-2 契約関係 (1) 下水道公社への委託料 ii・下水道公社に対する委託料
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	下水道公社へ委託している維持管理業務の委託料のうち、一般管理費は精算されておらず、公社では一部が管理受託会計から一般会計へ繰り出されている。 県は下水道公社に対して、委託料を委託業務以外の費用に充てることなく適切に管理するよう求めるべきである。		
措 置 状 況			
平成15年度から委託料のうち一般管理費についても精算を行うことに改めたため、委託業務以外の費用に委託料が充てられることはない。			

番 号	3	事項名	IV-2 契約関係 (1) 下水道公社への委託料 iii・事業費の精算
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	下水道公社への契約書等において事業費及び一般管理費の定義を明確にし、さらに事業費の内容を精査のうえ、委託料について適切な措置をとるべきである。		
措 置 状 況			
平成 16 年度から各流域下水道施設の維持管理業務契約書に事業費と一般管理費の区分を明記することにより、明確化を図った。			

番 号	4	事項名	IV-2 契約関係 (1) 下水道公社への委託料 v・今後の一般管理費の精算方法
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	一般管理費の実費精算を行う場合にも、下水道公社へは随意契約により委託しており、競争性がなく経営努力を行わなくても実費が支払われることから、委託料の対象となる事業費及び一般管理費を明確にすべきである。		
措 置 状 況			
平成 14 年 12 月 24 日に行政改革推進本部において、事務费率等委託料の見直しの方針が決定されたところであり、平成 16 年度から各流域下水道施設の維持管理業務委託契約書に事業費と一般管理費の区分を明記した。			

番 号	5	事項名	IV-3 千葉県下水道公社 (1) 建設受託事業 i・建設受託事業の赤字 ii・管理諸費
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	公社は、受託業務の減少に応じて県からの派遣職員（技術者）を減少させているが、さらに業務の減少を考慮して、派遣職員を派遣元に返すことや管理諸费率の見直しなど、事業の黒字化に向けた抜本的な対策が必要である		
措 置 状 況			
公社では、派遣職員を平成 15 年度から平成 17 年度の間に 5 人削減した。 今後も、事業量に応じた適切な人員配置等により、建設受託事業特別会計の単年度収支の均衡を図っていく。			

番 号	6	事項名	IV-3 千葉県下水道公社 (2) 公益事業
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>公社は、一般管理費の収支差額の一部を一般会計へ繰出し、公益事業に使用している。</p> <p>公益事業は、下水道事業が普及していない地域も対象としたものであるため、すでに下水道が普及している流域下水道の利用者が必要以上の費用を負担すべきものではない。</p>		
措 置 状 況			
平成 15 年度から、流域下水道施設管理事業の一般管理費についても実費精算となったため、公社においては、収支差額は生じない。			

番 号	7	事項名	IV-3 千葉県下水道公社 (3) 退職給与引当金
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>平成 14 年度末で、退職給与引当金が計上不足となっている。</p> <p>公社の退職給与引当金の計上方法は、一般に公正妥当と認められた公益法人会計の基準に従い、より適切な方法で計上することが必要である。</p>		
措 置 状 況			
公社では、平成 15 年度において公益法人会計基準に基づき退職給与引当金の不足額 52,508 千円を計上し、適切な処理を行った。			

番 号	8	事項名	IV-4 人件費関係 (1) 退職時の昇給に関する問題点
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>退職時に特別昇給として 1 号給ないし 2 号給昇給の上、退職手当が支給されている。</p> <p>他の地方公共団体でも制度の見直しを実施されており、千葉県においても見直しが必要である。</p>		
措 置 状 況			
平成 17 年 4 月 1 日に退職時特別昇給を全廃した。			

番 号	9	事項名	IV-4 人件費関係 (2) 調整手当
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	調整手当の是非あるいは支給率が実態に即して妥当なものか検討する必要がある。		
措 置 状 況			
職員の給与については、第三者機関である人事委員会が専門的に調査・研究しているので、人事委員会の勧告に基づき適切に対処する。			

番 号	10	事項名	IV-5 固定資産関係 (公有財産、備品等) (1) 物品の管理 i・下水道公社が購入した物品の管理
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	県は、下水道公社が委託契約に基づき購入した物品について、千葉県財務規則等に従って、毎月1回物品の調査確認、重要物品台帳の整理並びに除却等の手続きを行い、適切に管理する必要がある。		
措 置 状 況			
平成15年度中に、物品調査及び台帳の整理を行った。 物品の管理の手続きについて、平成16年4月1日付け維持管理業務委託契約書に明文化した。 また、平成16年4月19日開催の下水道事務所管理担当者会議で、千葉県財務規則の徹底を図った。			

番 号	11	事項名	IV-5 固定資産関係 (公有財産、備品等) (2) 下水道事務所の備品管理 i・寄託品出納簿
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	下水道事務所で作成している寄託品出納簿に一部記載漏れがある。 また、寄託先である下水道公社で作成した一覧表と相違しており、現物の有無を定期的に確認する必要がある。 さらに、下水道公社が備品を破棄する際の処理手続きが明文化されていない。		
措 置 状 況			
寄託品出納簿の記載及び現物の定期的確認については、平成16年4月19日開催の下水道事務所管理担当者会議で徹底を図った。 また、備品の廃棄手続きについても、平成16年4月1日付け維持管理業務委託契約書に明文化した。			

番 号	1 2	事項名	IV-5 固定資産関係（公有財産、備品等） (2) 下水道事務所の備品管理 ii・履歴書の記載不備
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	重要な機械及び器具等台帳の裏面に取得後の履歴及び異動状況を記載する履歴書欄の記載漏れがある。		
措 置 状 況			
平成16年4月19日開催の下水道事務所管理担当者会議で徹底を図った。			

番 号	1 3	事項名	IV-5 固定資産関係（公有財産、備品等） (3) 土地、建物及び構築物の管理 i・管渠に対する修繕費の支出状況
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	管渠等のような取得後一定期間毎に修繕が必要な資産について、資産単位ごとの修繕費の支出状況が固定資産台帳に記載されていない。		
措 置 状 況			
平成16年4月19日開催の下水道事務所管理担当者会議で徹底を図った。			

番 号	1 4	事項名	IV-5 固定資産関係（公有財産、備品等） (4) 現物管理 i・物品の実査
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	財務規則に基づく、保管物品の定期的な現物調査が行われていない。 また、調査後、そごが生じた場合は原因を調査し適切な事務処理を行う必要がある。		
措 置 状 況			
平成16年4月19日開催の下水道事務所管理担当者会議で徹底を図った。			

番 号	1 5	事項名	IV-5 固定資産関係（公有財産、備品等） (5) 遊休資産（工作物） i・遊休となっている資産
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	<p>印旛沼下水道事務所で、現在遊休資産となっているフィルタープレス式汚泥脱水機は、除却等適切な措置を講ずることが必要である。</p> <p>また、工作物台帳の記載方法については、現物が容易に特定できるよう改めるべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>印旛沼下水道事務所で、遊休資産となっているフィルタープレス脱水機については、脱水設備の改築時に併せて撤去する予定である。</p> <p>なお、工作物台帳については、平成16年4月19日開催の下水道事務所管理担当者会議において、現物を特定できる記載方法とするよう徹底を図った。</p>			

番 号	1 6	事項名	IV-6 千葉県下水道公社の人件費 (1) 下水道公社における調整手当の支給
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	<p>公社の調整手当の是非あるいは支給率が実態に即して妥当なものか検討する必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>公社では、民間事業所の実態を反映した中立的な指標として、県人事委員会の調査・勧告を反映した県の給与制度を妥当と考え、これに準拠している。</p> <p>県の制度に合わせて対応していく。</p>			

番 号	1 7	事項名	V-2 契約関係 (3) 今後の課題 ii・第三者機関等の設置
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	<p>入札監視委員会等の第三者機関を早期に設置し、不正行為の排除に対する取り組みが望まれる。</p>		
措 置 状 況			
<p>県の機関が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約内容について、透明性を高めるとともに公正な競争を促進するために必要な審議を行うため、平成16年3月25日に学識経験者で構成される入札監視委員会を設置した。</p>			

番 号	18	事項名	V-2 契約関係 (3) 今後の課題 iii・不正行為が起きた場合の厳正な対応
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	不正行為の抑止のためには、契約書の約款に損害賠償請求項目を設けるなど、厳正な運用が求められる。 また、不正行為の抑止力として、指名停止期間の見直しも必要である。		
措 置 状 況			
平成16年2月から、不正行為を行った受注者に対し、賠償金を県に支払わせることを建設工事請負契約書に加えた。 さらに、平成16年4月1日から、指名停止期間に特例を設け、悪質な場合は過重措置をとることを可能とした。			

番 号	19	事項名	V-2 契約関係 (3) 今後の課題 iv・電子入札制度の導入 v・工事希望型指名競争入札の導入 vi・多様な入札・契約方式の導入 vii・特定建設工事共同企業体の運用基準
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	平成17年度の電子入札制度の導入までの間、郵便入札の試行・工事希望型指名競争入札の導入・多様な入札契約方式の導入・特定建設工事共同企業体の運用基準の見直しを行い、競争性を高め、落札率の低下を図り、受益者負担金の低減を図る必要がある。		
措 置 状 況			
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき制定された、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を踏まえ、「千葉県建設工事等入札・契約制度検討委員会」で制度改善を図ることとしている。 なお、電子入札システムは平成17年度からの試行を予定しており、平成19年度には県発注の全工事を電子入札に切り替える方針である。			

番 号	20	事項名	V-3 流域下水道事業の将来計画 (1) 計画の再検討の必要性
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	流域下水道事業の将来計画については、今後とも社会状況の変化(人口動態、生活様式等)への対応が必要である。		
措 置 状 況			
今後も、社会経済情勢の変化等により必要に応じて「事業計画」の見直しを行う。			

番 号	2 1	事項名	V-4 人事・給与関係 (1) 住居手当
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	支給の有無あるいは支給対象の見直しを検討する必要がある。		
措 置 状 況			
職員の給与については、第三者機関である人事委員会が専門的に調査・研究しているので、人事委員会の勧告に基づき適切に対処する。			

番 号	2 2	事項名	V-4 人事・給与関係 (2) 公用車及び専任運転手の配置
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	主任運転技師の下水道事務所への配置を中止し、必要性の高い部署に配置転換すること。 あるいは他の職種に転換することを検討する必要がある。		
措 置 状 況			
庁用自動車の在り方の見直しについては、千葉県行財政システム改革の一環として取り組んでいる。			

番 号	2 3	事項名	V-5 公債関係
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	高金利公債に対して柔軟な借換制度及び期限前償還制度の導入を関係省庁へ要望して行くことが望まれる。		
措 置 状 況			
県としても、適宜国の関係省庁には要望を行っているところである。 なお、今後も要望を継続して行っていく。			

番 号	24	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (2) 契約関係 i・一般競争入札
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	公社が発注する工事・委託の落札率の高止まりを解消するため、一般競争入札の工事の基準を下げることや、委託業務のうち可能なものについて、入札・契約制度の見直しが必要である。		
措 置 状 況			
<p>公社では、工事に係る一般競争入札の対象工事基準については、県と同一基準としており、県の入札・契約制度検討委員会の動向を見極めて対応する。</p> <p>また、委託業務のうち、運転管理業務については、平成18年度から条件付き一般競争入札を導入する。</p>			

番 号	25	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (2) 契約関係 ii・運転管理業務委託の再委託先との契約について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	形式的に見える競争入札の手続きを再考するとともに、1社随意契約によるコスト高止まりを防止するために、競争入札に代わる「競争的交渉方式」などの検討や、1業者依存の現状を打破し、競争性を持たせる等、何らかのコスト削減を検討する必要がある。		
措 置 状 況			
<p>公社では、コスト削減を図るために、契約制度の見直し等を行った。</p> <p>平成17年度には、経費節減を図るため、複数年契約を想定した設計を行った。平成18年度の花見川第二終末処理場の維持管理業務委託については、運転管理とユーティリティー管理を併せて、民間業者の創意と工夫を活かした性能発注方式により、条件付一般競争入札を行う。</p>			

番 号	26	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (2) 契約関係 iii・処理場管理業務委託契約に係る予定価格の設定
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	予定流入水量の算出の精度を高め、設計金額及び契約金額を引き下げることが望まれる。		
措 置 状 況			
<p>公社では、処理場の管理業務委託にあたって、予定流入水量は県からの報告に基づいて設定している。</p> <p>このため、県では予定流入水量の精度を高めるため、流域関連市町村に対して、より正確な流入水量を算出するよう徹底を図った。</p>			

番 号	27	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (3) 千葉県と千葉県下水道公社の関係見直し i・管理部門の適正人員
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	組織管理のために多くの人員を要しているが、業務に見直しの余地はないかどうか詳細な調査が必要と考える。 給与計算、会計業務等は民間へ外注可能な業務であり県から派遣を求めるのではなく、外注化を検討すべきである。		
措 置 状 況			
公社では、県の公社改革方針に基づき、公社が作成した経営計画に沿い、平成17年度に組織管理部門の体制を見直し、役職員を3名削減した。 なお、県からの派遣職員は給与計算、会計業務を直接は担当していない。			

番 号	28	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (3) 千葉県と千葉県下水道公社の関係見直し ii・役員の体制
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	公社全体を統括する役員及び総務部（職員数17名）を担当する役員の見直しが必要である。		
措 置 状 況			
公社では、県の公社改革方針に基づき、公社が策定した「経営計画」に沿い、平成17年度に総務担当役員を1名削減した。			

番 号	29	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (3) 千葉県と千葉県下水道公社の関係見直し iii・県と下水道公社の業務区分の見直し
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	コスト節減を図るため、県と下水道公社の業務区分の見直しや、県が個別に民間業者へ外注する場合のコスト比較を実施すべきである。 公社の行っている契約事務は県が直接行うことが可能であり、公社の給与体系及び契約手続等は県と同一であり、公社への委託はコスト節減にはなっていないと考えられる。 また、公社が行っている契約事務を県へ移管し、公社をアドバイザーとして活用することにより、公社の事務担当に関わる人員（役員、管理職等）を大幅に削減することが可能である。		
措 置 状 況			
現在、県から下水道公社へ委託している流域下水道施設の維持管理業務は、民間能力の活用を図り、県が公募により直接民間業者へ包括的に業務を委託することにより、業務の効率化や経費の縮減を行う。 なお、公社の業務は、これまで培った技術とノウハウの活用により、県が民間業者へ委託した業務の履行確認及び危機管理対応等の「県のサポート業務」へと特化することとし、人員の削減を図っていく。			

番 号	30	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (3) 千葉県と千葉県下水道公社の関係見直し iii・県と下水道公社の業務区分の見直し
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	下水道公社は、薬品や重油等を一括購入し、契約事務量を減らすとともに、価格の競争性を高めることを検討すべきである。		
措 置 状 況			
公社では、これまで処理場毎に契約していた薬品類について、平成16年度から段階的に薬品ごとの一括単価契約に改め、契約事務量の減少及び競争性の向上を図っている。			

番 号	31	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (4) 千葉県下水道公社の事業の見直し i・管理受託業務
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	管理受託業務の多くの部分を民間へ委託していることに加え、処理場開設以来、同一の業者と契約が続いており、委託業務の在り方を検討するとともに、管理受託要員の適正人員について再検討すべきである。		
措 置 状 況			
公社では、コスト削減を図るため、発注方式の見直し等を行い、平成18年度の花見川第二終末処理場の維持管理業務委託については、運転管理とユーティリティー管理を併せて、民間業者の創意と工夫を活かした性能発注方式により、条件付一般競争入札を行う。 また、管理受託部門の職員については、公共料金の支払及び大規模修繕業務を県への移管等により業務の効率化を図り、平成17年度に2名削減した。			

番 号	32	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (4) 千葉県下水道公社の事業の見直し ii・建設受託事業
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	公社は事業収支が赤字とならないように市町村から適切な対価を収受すべきであり、収支がマイナス（赤字）となるのであれば、赤字の負担者がいないことになるため、建設受託事業から撤退するのも選択肢の一つである。		
措 置 状 況			
公社としては、当該事業は市町村の下水道事業を支援するために欠かせない事業であり、今後も引き続き事業を継続していく。 また、事業量に応じた適切な人員配置、事務処理の効率化及び役職員の減により間接経費を削減し、建設受託事業特別会計の単年度収支の均衡を図っていく。			

番 号	3 3	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (4) 千葉県下水道公社の事業の見直し iii・公益事業
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	下水道事業の計画策定業務等、計画策定業務の技術援助及び下水道計画に係る調査・検討等の業務を行う企画課の人員費が一般管理費に含まれているが、これらの建設受託事業の業務に対して一般管理費を充てるのは適切ではなく、建設受託事業会計へ含めるべきである。		
措 置 状 況			
平成 16 年度から、公社では下水道事業の計画策定業務や下水道計画に係る調査・検討等の業務に係る人員費を建設受託事業特別会計で処理することとした。			

番 号	3 4	事項名	V-6 千葉県下水道公社 (5) 住居手当の支給
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	住居手当の支給に関しては、支給の要否あるいは支給対象の見直しが必要であると考える。		
措 置 状 況			
公社では、民間事業所の実態を反映した中立的な指標として、県人事委員会の調査・勧告を反映した県の給与制度を妥当と考え、これに準拠している。 県の制度に合わせて対応していく。			

番 号	3 5	事項名	V-7 負担金算定のための原価計算 (2) 手賀沼流域のレンガ焼成施設の運営管理費
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	レンガ焼成施設の管理運営は、汚泥の処理コストを高水準にしているため、事業の更なる縮小又は中止についても検討を加える必要がある。		
措 置 状 況			
レンガ焼成による汚泥のリサイクルは、最終処分場の延命化及び資源の有効利用に資するものと認識している。 平成 16 年度からは、軽量骨材の原料としての焼却灰の再資源化を勘案しながら、レンガ焼成施設の生産調整を行い、コストの削減を行っている。 なお、施設が耐用年数を迎える平成 20 年度において、汚泥の再資源化の状況やレンガ需要を見極め、事業の継続もしくは中止について適切に判断する。			

番 号	36	事項名	V-7 負担金算定のための原価計算 (3) 江戸川左岸流域の県負担汚泥処分費
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	江戸川左岸流域の汚泥処分費を削減するため、焼却・乾燥等による汚泥の減量化が必要である。		
措 置 状 況			
新設を予定している江戸川第一終末処理場において、第二終末処理場分の汚泥も併せて脱水・焼却処分を行い、汚泥の減量化を図ることとしている。			

番 号	37	事項名	V-7 負担金算定のための原価計算 (4) 江戸川左岸流域の薬品費
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	江戸川左岸流域の汚泥の焼却が可能となれば、脱水方法をフィルタープレス方式からベルトプレス方式に切り替えて薬品費を削減できる。		
措 置 状 況			
薬品費が削減できる脱水方式を採用し、江戸川第一終末処理場において、第二終末処理場分の汚泥も併せて焼却処分を行うこととしている。			

番 号	38	事項名	V-8 その他 (1) 資本費負担金
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>流域下水道事業の資本費における市町村の負担割合は、望ましい水準の1/2を下回っているため、将来的に資本費負担金の単価の引上げはやむを得ないと考えられる。</p> <p>しかし、市町村及び地域住民の理解を得るには、維持管理費の削減及び新規資本費発生額、すなわち建設費の削減を行い、住民負担を軽減する方策を尽くす必要がある</p>		
措 置 状 況			
<p>市町村負担金については、下水道法第31条の2の規定により市町村の意見を聴いたうえ、県議会の議決を経て定めている。</p> <p>今後とも、民間能力の活用による維持管理費の縮減や、新技術の導入等による建設コストの縮減を行い、さらなる資本費分引上げについて関連市町村の理解と協力が得られるように努める。</p>			

番 号	39	事項名	V-9 農業集落排水事業 (2) 供用が開始された地区の供用率
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>供用率が低いことから千葉県補助金支出も結果として効果のあまり期待できないものとなっていること、整備された管路が遊休化していることが考えられる。</p> <p>補助金の効果を発揮するために供用率を上げるよう、事業主体を指導する措置が必要である。</p>		
措 置 状 況			
<p>県は、供用率向上を図るため、事業主体である市町村に対し、未接続についての実態調査を指示するとともに、未接続者に対する個別訪問や宅内工事に対する補助制度導入等の指導をした。</p> <p>各事業主体は、県の指導に基づき具体的対策や接続目標値を設定した「接続推進計画」を作成し、供用率向上に努めた。</p> <p>その結果、平成15年8月時の供用率53.8%が、平成17年6月末には60.2%となり、6.4%改善した。</p> <p>今後も供用率向上に向け、引き続き指導する。</p>			

番 号	40	事項名	V-9 農業集落排水事業 (2) 供用が開始された地区の供用率
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>供用率の低いものについては、投資の有効性の観点から市町村は農業集落排水事業ではなく、合併浄化槽にした方が良いのではないかと検討が不十分であったことも考えられ、千葉県は補助金を出す側として十分検討する必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>農業集落排水事業を行うにあたっては、合併浄化槽との経済性および地区の状況を十分精査した上で、事業計画を作成するよう、より一層の指導と審査を行う。</p>			

番 号	4 1	事項名	V-9 農業集落排水事業 (2) 供用が開始された地区の供用率
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	計画処理人口の算出過程について、今一度見直しをして、地区の実態を反映した事業となるよう、審査ポイントを改善する必要がある。		
措 置 状 況			
<p>計画処理人口は、土地改良事業計画指針（農林水産省）により過去 10 年間の人口変化を基に、10 年後の人口を推定し決定していたが、平成 16 年度の事業計画審査から</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区の開発状況 (2) 個人住宅以外の店舗や学校等の計画処理人口算定 (3) 住民の接続に対する意向（同意状況） <p>についても十分検討し、確実性、実現性を検証した上で計画処理人口を決定するよう、審査することとした。</p>			

(2) 千葉県公営競技のうち船橋オートレースの財務事務の執行について

部・課名 総務部財政課

番 号	1	事項名	IV-1 オートレース事業のあり方 (会計の分別)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	競輪事業とオートレース事業を同一の特別会計としているが、それぞれ根拠となる法律も違うので、各々独立採算計算で集計し、明確に区分すべきである。		
措 置 状 況			
平成 17 年度当初予算から競輪事業とオートレース事業の会計を分別する計画であったが、競輪事業を松戸市に一元化することとし、平成 16 年度末で競輪事業を終了したため分別する必要がなくなり競輪清算予算として同一の会計に残した。 平成 18 年度からは、オートレース事業会計のみとなる。			

部・課名 公営競技事務所

番 号	2	事項名	IV-2 消費税関係 (1) 消費税の計算誤り (2) 更正の請求
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	確定申告用計算根拠資料上の課否判定(課税・非課税)の誤りがあり、平成 14 年度の過大納付は 5,092 千円である。 平成 14 年度に係る消費税に過大納付額が発見されたので更正請求できる。 過去 5 年間に於いても同様の誤りがあったとすれば、25 百万円以上の還付を受けられる。		
措 置 状 況			
平成 14 年度の消費税額を再計算した結果 5,106 千円の還付額になり、更正請求書を平成 16 年 7 月 7 日に千葉東税務署に提出した。 平成 10 年度から平成 13 年度間までの消費税額も再計算の結果 15,981 千円の還付額になった。平成 16 年 10 月 29 日に 5 年間の還付加算金 875 千円を含め合計 21,962 千円の還付を受けた。			

番 号	3	事項名	IV-2 消費税関係 (3)消費税申告業務の継続的専従者の不在
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	消費税申告書作成業務のような専門的な知識の必要な作業は、専従者の確保又は外部の専門家に委託して作業させるなどの方策を採ることも一考の余地があると考えられる。		
措 置 状 況			
<p>地方公共団体の消費税申告業務は、経理事務のなかでも難易度の高いものであるが、費用対効果を考えると専従者の確保又は外部委託等を行うことは、必ずしも適当であるとはいえないものとする。</p> <p>職員を説明会等に参加させ、その事務処理能力を向上させるとともに、テキストや知識の共有化を図っていく。</p>			

番 号	4	事項名	IV-3 物品の管理 (1)管理台帳と現物との不一致
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>「備品出納簿」に記載されている物品の一部について現状を調査したところ「備品出納簿」との不一致が確認された。</p> <p>これらの物品については、「財務規則」に基づく手続きが適時に実施されていない。</p> <p>また、調査の対象からはずれた物品についても同様に現物が一致しない可能性があるため、再度公営競技事務所が調査を実施し、現状にあった台帳整理をして管理する必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成 16 年 3 月、「備品出納簿」に記載されている物品 116 品目のうち調査の対象からはずれた 112 品目について調査を実施した結果、37 品目において「備品出納簿」との不一致を確認した。</p> <p>これら台帳との不一致が確認された物品については、指摘を受けた 4 品目と併せて、平成 16 年 3 月 26 日付けで「物品不用決定調書」により不用決定し、同日付で「不用物品廃棄調書」により廃棄決定した後に、平成 16 年 3 月 29 日廃棄処分した。</p> <p>また、今後の管理については、手続きが適時実施されるよう、所内で周知徹底を図った。</p>			

番 号	5	事項名	IV-3 物品の管理 (2) 船橋市との共同利用物品の管理
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	船橋オートレース場内で共同利用されている物品については、千葉県公営競技事務所と船橋市との間で、管理方法及び処分に関する連絡手続きを具体的に協議し、明文化しておく必要がある。		
措 置 状 況			
<p>指摘のあった「備品出納簿」に記載されている投票システム等の機器については、日本小型自動車振興会による補助金制度を利用し、千葉県が購入し船橋市と共同利用していたところであるが、平成16年4月に「3連単」賭式導入により機器の更新が必要になったことから、当該機器は不用となり平成16年4月に廃棄処分をした。</p> <p>この結果、管理方法、処分等について明文化する必要がある県所有で船橋市と共同利用している物品はなくなったものである。</p>			

番 号	6	事項名	IV-4 払戻資金の管理
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	レースの的中車券の払戻しに当たって、千葉県の資金と船橋市の資金とが明瞭に区分できない状況となっており、公営競技事務所の管理保管している預金口座に船橋市の資金が混在し、かつ、県と市の各口座の詳細な内訳が適時に分からない状況となっている。		
措 置 状 況			
平成16年3月1日より千葉県と船橋市で口座を別にして管理することとし、日々残高を帳票に記帳して、月末に報告書(帳票・日計表・車券)と資金を送付して県と市で相互に確認することとした。			